

記者発表資料

「災害時における河川等災害応急復旧業務」に関する公募 ～ 一般土木等、機械設備、電気・通信、業務～

利根川ダム統合管理事務所（事務所長：小宮 秀樹）は「災害時における河川等災害応急復旧業務」に関する協定会社の公募を次のとおり行います。

この協定は災害発生時に、拡大防止と軽減について必要な対策を迅速に行うため、応急復旧業務に関し事前に協力して頂く会社を定め緊急時の体制を確保するものです。

なお、今回から「業務」についての公募を行っています。

概要

- 1) 協定範囲：利根川ダム統合管理事務所管内
- 2) 協定区分：一般土木等、機械設備、電気・通信設備
業務（測量業務、地質調査業務、設計検討業務）
- 3) 協定期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）

スケジュール

- 1) 公募開始：令和3年2月 4日（木）
- 2) 受付期間：令和3年2月 4日（木）～令和3年2月26日（金）
- 3) 選定通知：令和3年3月12日（金）（予定）

協定に関する資料

利根川ダム統合管理事務所HPよりダウンロードをお願いします

<https://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/index.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、刀水クラブ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 利根川ダム統合管理事務所

電話番号 027-251-2021（代表） FAX 027-251-7697

いいの かつひろ

副所長(技) 飯野 勝博 （内線204）

しおのや ひろし

副所長(技) 塩谷 浩 （内線205）

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（一般土木等）」の申請について
標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊協定書のとおり
- (2) 協定区間 別紙の利根川ダム統合管理事務所直轄管理区間
 - 別紙① 藤原ダム管理支所管内
 - 別紙② 相俣ダム管理支所管内
 - 別紙③ 藪原ダム管理支所管内
 - 別紙④ ハッ場ダム管理支所管内
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等を想定している。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事のいずれかに認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局

長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成17年度以降関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した直轄工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 資料の提出期限日から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約にかかる指名等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）にもとづく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (10) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (11) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

4. 協定期間

協定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 様式一土木1
- (2) 調査票 様式一土木2、様式一土木3

※調査票は令和3年2月3日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

（1）受付期間

令和3年2月4日（木）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

（2）受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）
TEL 027-251-2022

（3）提出部数

1部（A4サイズ）

7. 審査基準

別紙一土木1における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（一般土木等）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和3年3月12日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

（1）提出期限

令和3年3月15日（月）から令和3年3月19日（金）までの8時30分から17時15分とする。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

令和3年3月24日（水）までに書面により回答する。

10. その他

（1）申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。

（2）申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。[<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>]

（3）提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。

（4）提出された調査票は、返却しない。

(5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。

(6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③園原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

電話：0278-54-8012

④ハッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

電話：0279-83-2560

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る））</p> <p>②1級土木施工管理技士</p> <p>③2級土木施工管理技士</p> <p>④1級建設機械施工技士</p> <p>⑤2級建設機械施工技士</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－土木 2
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否	作業員の有無 （協力会社含む※1）	作業員を確保できない場合	様式－土木 2
平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績	平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した関東地方整備局管内（港湾空港関係を除く。）での直轄工事の施工実績の有無	施工実績が無い場合	様式－土木 2
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の平成30年4月1日から令和元年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	2年連続で60点未満	－
協定に基づく出動要請を行った場合に出動できる建設機械等の台数	<p>下記のいずれかの機械の保有の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ（0.45m³以上） ・ブルドーザ（3t以上） ・ダンプトラック（10t級） <p>（リース等含む※2）</p>	機械を保有していない場合	様式－土木 3

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意・了解印必須）を添付する。

※2 「リース等」とは、リース及び協力会社をいう。リースの場合は契約書等の写しを、協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付する。

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（機械設備）」の申請について
標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊協定書のとおり
- (2) 協定区間 別紙の利根川ダム統合管理事務所管理設備
 - 別紙－1 藤原ダム管理支所管内
 - 別紙－2 相俣ダム管理支所管内
 - 別紙－3 藪原ダム管理支所管内
 - 別紙－4 ハッ場ダム管理支所管内
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、ダム用機械設備に関する応急復旧等を想定している。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち機械設備工事に認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づ

く一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成17年度以降関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した直轄工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 資料の提出期限日から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約にかかる指名等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）にもとづく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (10) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (11) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

4. 協定期間

協定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 様式一機械1
- (2) 調査票 様式一機械2

※調査票は令和3年2月3日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

（1）受付期間

令和3年2月4日（木）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

（2）受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）
TEL 027-251-2022

（3）提出部数

1部（A4サイズ）

7. 審査基準

別紙一機械1における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（機械設備）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和3年3月12日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

（1）提出期限

令和3年3月15日（月）から令和3年3月19日（金）までの8時30分から17時15分とする。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

令和3年3月24日（水）までに書面により回答する。

10. その他

（1）申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。

（2）申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」

（3）提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。

（4）提出された調査票は、返却しない。

(5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。

(6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び技術者・作業員数の保有等の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数

・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③園原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

電話：0278-54-8012

④ハッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

電話：0279-83-2560

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（建設部門「鋼構造及びコンクリート」、又は総合技術監理部門「鋼構造及びコンクリート」「機械」、又は機械部門）</p> <p>②1級土木施工管理技士</p> <p>③2級土木施工管理技士</p> <p>④1級建築施工管理技士</p> <p>⑤2級建築施工管理技士</p> <p>⑥1級建築士</p> <p>⑦建設業法第7条2号イ、ロまたはハで定める者（イについては、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、建築学又は機械工学に関する学科を修めた者。）</p> <p>⑧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。）の資格を有する者。又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後、鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－機械2
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否	作業員の有無 （協力会社含む※1）	作業員を確保できない場合	様式－機械2
平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績	平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した関東地方整備局管内（港湾空港関係を除く。）でのダム用ゲート設備の新設または修繕（塗装塗替を除く。）をした直轄工事の施工実績の有無	施工実績が無い場合	様式－機械2
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の平成30年4月1日から令和元年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	2年連続で60点未満	－

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意・了解印必須）を添付する。

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（電気・通信設備）」の申請について

標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

(1) 協定書 別冊協定書のとおり

(2) 協定区間 1) ダム配線設備

- ① 藤原ダム管理支所管内
- ② 相俣ダム管理支所管内
- ③ 菌原ダム管理支所管内
- ④ ハッ場ダム管理支所管内

2) 光ケーブル設備（別図－1のとおり）

(3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、電気配線及び通信配線（光ケーブル含む）に関する応急復旧等を想定している。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち電気設備工事及び通信設備工事に認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始

- の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
 - (5) 平成17年度以降関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した直轄工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4.成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 資料の提出期限日から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約にかかる指名等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）にもとづく指名停止を受けていないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (10) 対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- (11) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

4. 協定期間

協定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 様式一電気1
- (2) 調査票 様式一電気2

※調査票は令和3年2月3日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

（1）受付期間

令和3年2月4日（木）から令和3年2月26日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く8時30分から17時15分とする。

（2）受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）
TEL 027-251-2022

（3）提出部数

1部（A4サイズ）

7. 審査基準

別紙一土木1における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（電気・通信設備）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和3年3月12日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

（1）提出期限

令和3年3月15日（月）から令和3年3月19日（金）までの8時30分から17時15分とする。

（2）提出場所

6.（2）の受付場所と同じ。

（3）回答期限及び方法

令和3年3月24日（水）までに書面により回答する。

10. その他

（1）申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。

（2）申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」

（3）提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。

（4）提出された調査票は、返却しない。

(5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。

(6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③園原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

電話：0278-54-8012

④ハッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

電話：0279-83-2560

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））</p> <p>②1級電気工事施工管理技士</p> <p>③2級電気工事施工管理技士</p> <p>④1級電気通信工事施工管理技士</p> <p>⑤2級電気通信工事施工管理技士</p> <p>⑥建設業法第7条第2号イ、ロまたはハで定める者（イについては、電気工学または電気通信工学に関する学科を修めた者。）</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－電気2
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否	作業員の有無 （協力会社含む※1）	作業員を確保できない場合	様式－電気2
平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績	<p>平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡し完了した関東地方整備局管内（港湾空港関係を除く。）における下記のいずれかの直轄工事の施工実績の有無</p> <p>・光ファイバーケーブル（クロージャ－による直線接続がある場合に限る）を供用中の現道上において架空敷設（新設、引き替えまたは切り回し）した工事</p> <p>・電力供給事業者との財産分界点より高圧受変電設備までの高圧ケーブルを敷設（新設、引き替えまたは切り回し）した工事</p>	施工実績が無い場合	様式－電気2
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の平成30年4月1日から令和元年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	2年連続で60点未満	－

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意・了解印必須）を添付する。

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（業務）」の申請について
標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統管理事務所が管理する河川管理施設等において災害が発生し、又は発生が予測され、災害対応を行う場合に必要となる測量、地質調査、設計検討等（以下、「業務」という。）に関し、協力を求めるときの手続きを定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協 定 書 別冊協定書のとおり
- (2) 協定範囲 利根川ダム統管理事務所直轄管理区間
- (3) 本協定で想定している業務の区分は、以下を想定している。
 - 区分1 測量業務
 - 区分2 地質調査業務
 - 区分3 設計検討業務

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者の定期受付において令和3年1月15日までに申請を行い受理されている者で、令和3年4月1日に認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

ただし、2. (3) の区分毎の業種区分は、**区分1**にあつては「測量」、**区分2**にあつては「地質調査業務」、**区分3**にあつては「土木関係建設コンサルタント業務」とする。

- (3) 資料の提出期限日から協定締結までに、関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 地理的条件として、本店、支店又は営業所を有すること。

なお、「本店」、「支店又は営業所」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、(1) 入札参加者に要求される資格、3) 地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

- (7) 「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績を有していること。

実績は2. (3) の区分毎に次のとおりとする。

区分1 地形測量、路線測量、LP計測、空中写真撮影等による地形変状の計測及びUAV等による動画等撮影等に関する測量業務等のいずれか

区分2 踏査、ボーリング調査及び各種探査等に関する地質調査業務のいずれか

区分3 ダム関連施設、斜面对策及び道路（管理用）等に関する設計検討業務のいずれか

なお、「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、「入札説明書（共通事項）」4. 指名されるために必要な要件、(2) 参加表明書に関する要件、1) 参加表明書の提出者に対する要件、ア) 業務実績に記載のとおりとする。

また、「入札説明書（共通事項）」の、4. 指名されるために必要な要件、(2) 参加表明書に関する要件、1) 参加表明書の提出者に対する要件、ア) 業務実績の a) ~d) に記載の業務は実績として認めない。

- (8) 平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、2. (3) の区分毎の業種区分の平均業務成績が60点以上であること。
- (9) 本協定に係わる講習会を開催する場合は参加できること。

4. 協定期間

協定期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

5. 申請書類

- (1) 申請書 様式－業務 1
- (2) 調査票 様式－業務 2 (測量)、様式－業務 2 (地質)、様式－業務 2 (設計)
(2. (3) の区分毎に対応する様式を使用すること)
※調査票は令和 3 年 2 月 3 日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

(1) 受付期間

令和 3 年 2 月 4 日（木）から令和 3 年 2 月 26 日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。

(2) 受付場所

〒371-0846 群馬県前橋市元総社町 593-1
国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）
TEL 027-251-2022

(3) 提出部数

1 部（A4 サイズ）

7. 審査基準

- 2. (3) の区分毎に別紙－業務 1 おける評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（業務）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和 3 年 3 月 12 日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX 及び電子メールによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和 3 年 3 月 15 日（月）から令和 3 年 3 月 19 日（金）までの 8 時 30 分から 17 時 15 分とする。

(2) 提出場所

6. (2) の受付場所と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和 3 年 3 月 24 日（水）までに書面により回答する。

10. その他

- (1) 申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」
- (3) 提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。
- (4) 提出された調査票は、返却しない。
- (5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。

(6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び技術者の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

・ 緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

・ 技術者の人数

・ 他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③藪原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

電話：0278-54-8012

④八ッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

電話：0279-83-2560

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否	下記資格等を有している技術者の有無 ①測量士	資格等の保有者がいない場合	様式－業務 2（測量）
平成22年度以降における元請けとして履行した実績	「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績の有無（※1） ・地形測量、路線測量、LP計測、空中写真撮影等による地形変状の計測及びUAV等による動画等撮影等に関する測量業務等のいずれか	実績が無い場合	様式－業務 2（測量）
過去 2 年間の業務成績評定点の平均点	平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、業務区分「測量」の平均業務成績	2年連続で60点未満	—
本店、支店又は営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること（※2）	所在していない場合	様式－業務 2（測量）

※1 「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、（2）参加表明書に関する要件、1）参加表明書の提出者に対する要件、ア）業務実績に記載のとおりとする。

※2 「本店」、「支店又は営業所」とは、「入札説明書（共通事項）」の4. 指名されるために必要な要件、（1）入札参加者に要求される資格、3）地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、又は応用理学部門（地質）関連科目）</p> <p>②技術士（建設部門、又は応用理学部門（地質））</p> <p>③国土交通省登録技術者資格</p> <p>④RCCM（上記③を除く）</p> <p>⑤土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）（上記③を除く）</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－業務2（地質）
平成22年度以降における元請けとして履行した実績	<p>「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績の有無（※1）</p> <p>・踏査、ボーリング調査及び各種探査等に関する地質調査業務のいずれか</p>	実績が無い場合	様式－業務2（地質）
過去2年間の業務成績評定点の平均点	平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、業務区分「地質調査業務」の平均業務成績	2年連続で60点未満	－
本店、支店又は営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること（※2）	所在していない場合	様式－業務2（地質）

※1 「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、（2）参加表明書に関する要件、1）参加表明書の提出者に対する要件、ア）業務実績に記載のとおりとする。

※2 「本店」、「支店又は営業所」とは、「入札説明書（共通事項）」の4. 指名されるために必要な要件、（1）入札参加者に要求される資格、3）地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備考
協定に基づく要請を行った場合の技術者の可否	<p>下記資格等を1つ以上有している技術者の有無</p> <p>①技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③国土交通省登録技術者資格 ④RCCM（上記③を除く） ⑤土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、一級）（上記③を除く）</p>	資格等の保有者がいない場合	様式－業務 2（設計）
平成22年度以降における元請けとして履行した実績	<p>「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した次に示す業務において、平成22年度以降公示日までに完了した実績の有無（※1）</p> <p>・ダム関連施設、斜面对策及び道路（管理用）等に関する設計検討業務のいずれか</p>	実績が無い場合	様式－業務 2（設計）
過去2年間の業務成績評定点の平均点	平成30年度以降令和元年度末までに完了した業務のうち、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注業務における、業務区分「土木関係建設コンサルタント業務」の平均業務成績	2年連続で60点未満	－
本店、支店又は営業所の所在地	関東地方整備局管内に本店、支店又は営業所が所在すること（※2）	所在していない場合	様式－業務 2（設計）

※1 「国・特殊法人・地方公共団体等」とは、関東地方整備局のホームページで公開している「土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務」に適用する「入札説明書（共通事項）【総合評価落札方式（標準型）】」（令和3年1月12日時点）（※令和3年度に契約をする案件に適用）（以下、「入札説明書（共通事項）」という。）の4. 指名されるために必要な要件、（2）参加表明書に関する要件、1）参加表明書の提出者に対する要件、ア）業務実績に記載のとおりとする。

※2 「本店」、「支店又は営業所」とは、「入札説明書（共通事項）」の4. 指名されるために必要な要件、（1）入札参加者に要求される資格、3）地理的要件に記載のとおりとする。

ホームページアドレス

<https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index.html>